

山形県立寒河江工業高等学校 部活動方針

1 寒河江工業高校部活動基本方針

- この部活動基本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、県教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」および文化部においては県の運動部活動方針に準じるに則り策定された方針である。また、運動部活動と文化部活動を合わせて「部活動」と称し、文化部活動とは、「運動部活動以外の全ての部活動」とする。
- 運動部においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 文化部においては、生涯にわたって学び、芸術文化活動や専門性の高い工業高校らしい活動に親しみ、多様な表現や鑑賞、制作やものづくりの活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 本校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築し、さらには地域と協働・融合して取り組む形を進められるように「部活動運営委員会」を設置する。部活動運営委員会は、教職員のみならず保護者や地域の関係者等も加わって、部活動の活動時間やその取り組み内容について継続的に確認や評価を行う。
- 部活動の運営や部費については、生徒会規約の第4節および第5節に従い、部や愛好会の新設や廃部については、「部」・「愛好会」改廃規約に従って行う。

2 合理的でかつ効果的・効率的な活動の推進に向けて

- 部活動の顧問・コーチは、生徒の心身の健康管理と事故防止に努め、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの導入等により、休養日を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を研究・実践する。

3 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日について

- 平日：1日以上
 - 土曜と日曜（以下「週休日」と示す）：1日以上
- ※ ただし、4、5に示す「目標とする大会等に向けての特別強化期間」や「強化指定部」において、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替えて、年間活動計画に示す。

(2) 活動時間について

- 平日：2時間程度
 - 週休日等：3時間程度
- ※週休日等とは、学校の休業日を示す。
- ※ただし、4、5に示す「目標とする大会等に向けての特別強化期間」や「強化指定部」は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の活動時間の延長をすることができる。
- ※大会、練習試合、合宿、研修会、発表会等（以下「大会等」という）については、上記活動時間を適用しなくてもよいが、大会等を計画する場合には、生徒・教員に過度な負担とならないようにして、他の週の平日または週休日等において適切に休養日を設けること。

(3) 長期休業中の休養日

- ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

- 原則として定期考査初日の1週間前から考査最終日の前日までは部活動休止日とする。
- 上記の部活動休業日と目標とする大会等の日程が重複した場合には、部顧問は短時間で効率的な部活動を行うよう生徒を指導し、考査に向けての家庭学習時間の確保に努め、その活動計画および実績を公表する。

4 「目標とする大会等に向けての特別強化期間」について

- 目標とする大会については、原則として上位大会に繋がる地区・県大会、ならびに予選を通過した東北・全国大会とする。また、計画表には目標とする大会を「◎」にて明示する。
- 上記に示した大会以外を目標とする大会とする場合には、部活動顧問は生徒指導部にその大会の内容と目標とする理由を申し出て、生徒指導部の審議の上で目標の大会を部活動顧問会議で決定する。
- 強化期間とは、原則として目標とする大会前2週間前からとする。

5 「強化指定部」について

- 強化指定部については、次の条件を目安に部活動顧問会で審議し、校長が指定する。
 - ① 県の強化指定部・優秀指定部および指定優良選手の所属する部
 - ② 前年度の各種大会にて、運動部においては県のベスト8以上の戦績を残した部、または個人の所属する部、文化部においては東北または全国大会に出場・出展ができた部または個人の所属する部
 - ③ 後援会強化指導費の配分項目が「A」である部
 - ④ その他、校長が特別に指定する部

※2019年度強化指定部 (正式決定は年度初めの部活動顧問会で審議して校長が指定)
バレーボール部・卓球部・バスケットボール部・野球部・陸上競技部
工業研究部(機械)・工業研究部(電子機械)

6 年間計画及び活動実績について

- 部活動顧問は、毎年4月末日までに年間の活動計画を作成して生徒指導部に提出する。生徒指導部は学校のホームページに各部の計画表を掲載する。
- 部活動顧問は、学期毎に学期末考査最終日までに活動実績を生徒指導部に提出する。生徒指導部は学期毎に学校のホームページに各部の活動実績を掲載し、学校全体で各部の活動状況について保護者等と情報を共有し、理解と協力を得られるように努力する。

7 運動部活動における事故防止について

- 部活動顧問は、生徒の既往症等を事前に把握し、万一の際の対処法について生徒及び保護者に確認しておくとともに、活動前の体調確認や活動後の下校指導を行うなど、事前の事故防止を徹底する。
- 顧問・コーチは、活動場所や設備等の安全点検を日常的に行い、突発的な命に係わる事故にも備え、確実にAEDを使用できるよう研修会等に積極的に参加する。また、日頃から生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避できるよう指導し、天候を考慮した以下の指導を適切に行う。

※高温・多湿時には環境温度測定を適宜行い、WBGT31℃以上の場合は原則として活動を中止し、WBGT28℃以上の場合は参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分補給や休息の取得など生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の症状が見られた場合は、「熱中症対応フロー」に従い迅速に対応する。雨天時にやむを得ず活動する場合は、低体温症になることのないよう注意し、雷や暴雨の際は、活動の中止・中断の判断を的確に行う。

- 上記以外の事項については、山形県教育委員会の部活動の在り方に関する方針に則って実施する。また、上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日:2019年2月20日に策定

<以下の資料は学校内部資料として保管>

(参考資料)

以下は環境省 環境省熱中症予防情報サイトより引用

暑さ指数(WBGT)とは？

暑さ指数とは？

暑さ指数 (WBGT (湿球黒球温度) : Wet Bulb Globe Temperature) は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数 (WBGT) は人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。

暑さ指数の使い方

暑さ指数 (WBGT) は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO 等で国際的に規格化されています。(公財)日本体育協会では「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会では「日常生活に関する指針」を下記のとおり公表しています。労働環境では世界的には ISO7243、国内では JIS Z 8504 「WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価―暑熱環境」として規格化されています。

日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28~31°C※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28°C※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25°C未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※ (28~31°C) 及び (25~28°C) については、それぞれ 28°C以上 31°C未満、25°C以上 28°C未満を示します。

日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013) より

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013) より

作業者に関する指針

「作業者に関する指針」については、関連情報とあわせて、下記、厚生労働省のホームページをご参照ください。

- [熱中症を防ごう！](#)
- [職場における労働衛生対策](#) (熱中症予防対策)